

白河市事業継承支援事業補助金交付要綱

令和6年3月29日要綱第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の担い手の確保・育成に向け、事業継承により新たに農業に取り組む者を支援し、本市農業の持続的な発展を図るため、予算の範囲内において白河市事業継承支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市又は福島県から認定を受けた認定農業者であって、市内に住所を有し、かつ、主に市内のほ場において農業を営んでいる者（以下「現経営者」という。）から事業を継承し、新たに農業を営営する者
- (2) 65歳未満の者
- (3) 事業継承後、認定農業者となる意思が明確である者
- (4) 国、県及び市の経営開始に係る補助金を受給していない者
- (5) 市税の滞納がない者
- (6) 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第3条 円滑な事業継承を目的とした以下の取組に係る経費を補助の対象とし、補助金の交付年度内に完了するものとする。

- (1) 就農に必要な免許、資格の取得
- (2) 農業大学校、学術・研究機関、農業協同組合等が開催する農業経営に関する研修の受講
- (3) 先進地視察（交通費、宿泊費及び視察に係る負担金を対象とし、飲食代等は含まない。）
- (4) 事業継承に関する法的な手続き（ただし、税の支払いや補助金の返還等、国、県及び市に支払う経費は含まない。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額とし、上限を50万円とする。

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付回数は、補助対象者1人につき、1回とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、白河市事業継承支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象の取組の内容及び経費が確認できる書類

(2) 白河市事業継承支援事業補助金 誓約書兼同意書 (第2号様式)

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受け、補助対象の取組を完了したときは、規則第16条に規定する補助事業等実績報告書に、補助対象の取組の実績が分かる資料及び補助対象経費の支払い内容が確認できる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、速やかに規則第19条第2項に定める補助金等交付請求書に振込先預金通帳の写し(口座番号及び口座名義の分かるもの)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

白河市事業継承支援事業補助金交付申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所
氏 名

印

白河市事業継承支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり申請します。

1 申請者（事業を継承する者）

生 年 月 日	
電 話 番 号	
メールアドレス	

2 現経営者（申請者に事業を引き継ぐ認定農業者）

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	

3 事業継承の内容

継承の方法（どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 親元就農 <input type="checkbox"/> 第三者継承
継承する事業 （どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部変更 (継承にあたり事業内容に変更が生じる場合、その内容を記入)
継承する時期	年 月
認定農業者になる時期（予定）	年 月

4 事業継承に向けた取組みの内容

取組内容	経 費
経費合計	

第2号様式（第6条関係）

白河市事業継承支援事業補助金 誓約書兼同意書

年 月 日

白河市長

住 所

氏 名 ⑩

私は、白河市事業継承支援事業補助金の申請にあたり、次の事項について誓約し、及び同意します。また、誓約及び同意の内容に虚偽があった場合は、補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

- 1 私は、市税の滞納がないことについて誓約するとともに、市税納付の状況について、市長が必要な税関係情報の記録を調査することに同意します。
- 2 私は、市内に住所を有し、かつ、主に市内のほ場において農業を営んでいる者から事業を継承し、新たに農業を営む者です。
- 3 私は、事業継承による就農後、認定農業者になる意思があります。
- 4 私は、国、県及び市の経営開始に係る補助金を受給していません。
- 5 私は、白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等ではありません。